

【37 釈 文】 吾妻郡長野原町と川原畑村荷物馬継ぎ連判証文

(元禄二年：一六八九)

手形之事

一 長野原町と川原畑村馬次出入之儀ニ付、
今度相方より御訴申上候所ニ、原町名主・
年寄中扱ニ被^レ成、自今以後、信州より
通り申酒荷物之儀者川原畑ニ而おろし、
先々附通シ申筈ニ相定申候、其外穀物
ヲのそき、惣而かゝり荷物之分ハ、長野原
町馬ニ而原町迄通シ申筈ニ仕候、尤其内も
川原畑村之者自身売買、又ハ村之内定
宿御座候而荷物おろし置、売買仕度と
申候ハ、其商人心次第可^レ仕候、為^ニ後日
相方連判一札差上ケ申候、仍如^レ件

長野原町

問屋 二郎左衛門
名主 清右衛門
組頭 九右衛門
同断 新兵衛

川原畑村

名主 二郎右衛門
組頭 五郎左衛門
同断 喜左衛門
同断 茂左衛門
同断 角右衛門

御代官様

【37読み下し文】

手形の事

一長野原町と川原畑村馬次ぎ出入（でいり）の儀に付、
今度相方（そうほう）より御訴え申し上げ候所に、原町名主・
年寄中扱いに成られ、自今（じこん）以後、信州より
通り申す酒荷物の儀は川原畑にておろし、
先々附け通し申す筈（はず）に相定め申し候、其の外穀物
をのぞき、惣じてかがり荷物の分は、長野原
町馬にて原町迄通し申す筈に仕り候、尤（もつと）も其の内も
川原畑村の者自身売買、又は村の内定
宿（じょうやど）御座候て荷物おろし置き、売買仕り度（たく）と
申し候はば、其の商人心次第仕るべく候、後日の為（ため）
相方連判（れんぱん）一札差し上げ申し候、仍（よつ）て件の如し

長野原町

問屋 二郎左衛門
名主 清右衛門
組頭 九右衛門
同断 新兵衛

川原畑村

名主 二郎右衛門
組頭 五郎左衛門
同断 喜左衛門
同断 茂左衛門
同断 角右衛門

御代官様